

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第1区分
 【発行日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【公表番号】特表2005-532159(P2005-532159A)
 【公表日】平成17年10月27日(2005.10.27)
 【年通号数】公開・登録公報2005-042
 【出願番号】特願2004-520548(P2004-520548)
 【国際特許分類】

B 0 1 D 35/30 (2006.01)

B 0 1 D 27/08 (2006.01)

【F I】

B 0 1 D 35/30

B 0 1 D 27/08

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年11月19日(2008.11.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フィルタカートリッジであって、

底壁(2)、周壁(3)、およびふた底(11)とその周囲に沿って周壁(3)の内側にぴったりと適合するように形成される帯状を呈する側壁(16)が設けられてカートリッジ容器を密封することが可能なふた(10)を備え、フィルタ材を収容するカートリッジ容器を有し、

前記ふた底(11)は、内側へ湾曲する湾曲縁部(14)に沿って周壁(3)方向へ前記側壁(16)に接合し、

前記湾曲縁部(14)と帯状を呈する前記側壁(16)とは、互いに適合する形状で接合することにより、内側へ向けてテーパが付けられた共有壁部(15)を形成することを特徴とするフィルタカートリッジ。

【請求項2】

前記側壁(16)は、前記湾曲縁部(14)に接線方向において接合されることを特徴とする請求項1に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項3】

前記共有壁部(15)は、前記側壁(16)の下側の壁部(18)を形成することを特徴とする請求項1または2に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項4】

前記湾曲縁部(14)は、帯状を呈する前記側壁(16)の内側の端部へ向けて延伸することを特徴とする請求項1～3のいずれか1つに記載のフィルタカートリッジ。

【請求項5】

前記湾曲縁部(14)の平均曲率半径Rの長さは、前記カートリッジ容器(6)の周壁(3)の厚さSの5倍以上であることを特徴とする請求項1～4のいずれか1つに記載のフィルタカートリッジ。

【請求項6】

前記湾曲縁部(14)は、80°以上100°以内の角度で湾曲することを特徴とする請求項1～5のいずれか1つに記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 7】

前記側壁(16)は、前記共有壁部(15)から少なくともふた底(11)の高さまで上方へ向けて延伸することを特徴とする請求項1～6のいずれか1つに記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 8】

側壁(16)における上側の壁部(17)の外表面と湾曲縁部(14)の外表面との間にくさび状を呈するリング領域(5)を有することを特徴とする請求項7に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 9】

前記ふた(10)上に配置されるバックアップリング(20)をさらに有することを特徴とする請求項1～8のいずれか1つに記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 10】

少なくとも、前記バックアップリング(20)の底の外郭は、前記ふた(10)の外郭に対応する形状に形成されることを特徴とする請求項9に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 11】

前記バックアップリング(20)は、前記くさび状を呈するリング領域の内部に完全に挿入されないことを特徴とする請求項9または10に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 12】

前記バックアップリング(20)と、前記共有壁部(15)との境界に位置する湾曲縁部(14)の部分(14')との間に、スリット状の空間(30)が形成されることを特徴とする請求項9～11のいずれか1つに記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 13】

少なくとも、前記共有壁部(15)の一つの部分(19)は、前記周壁(3)とレーザー溶接されることを特徴とする請求項9～11のいずれか1つに記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 14】

少なくとも、前記部分(19)は、前記周壁(13)と接着あるいは溶接されることを特徴とする請求項13に記載のフィルタカートリッジ。

【請求項 15】

前記カートリッジ容器(6)はレーザー光を透過し得る材料により形成され、少なくとも前記ふた(10)の側壁(16)はレーザー光を吸収し得る材料により形成されることを特徴とする請求項1～14のいずれか1つに記載のフィルタカートリッジ。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

上記の目的は、湾曲縁部と帯状を呈する側壁とが接合することによって内側へ向けて先端が尖るように形成される共有壁部において、ふた底が、湾曲縁部に沿って周壁方向へ側壁に接合するフィルタカートリッジによって解決される。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0015

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0015】

引張力のうち内側へ向く力成分は側壁および周壁に作用するが、側壁が湾曲縁部に接線方向において接合されることによって、さらに低減される。ふたの外側において、くさび

状を呈するリング空間が端部領域に形成される。湾曲壁部は、帯状を呈する側壁の内側端部にまで延伸することが好ましい。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

好ましい形態において、側壁は上部壁部を有し、当該上部壁部は共有壁部から少なくともふた底の高さまで上方へ向けて延伸する。一方では、帯状を呈する側壁を支持する領域が増加され、他方では、ふたに固定され得るバックアップリングを支持する領域が形成される。加えて、この上部壁部は、把持手段によりふたを把持および支持し得て、カートリッジが挿入されている間、カートリッジ壁上に固定される。